

【改訂8版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●テキストに以下の通り修正箇所がありました。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 2月28日	1刷	P80	3-5	図表1の見出し行 2行目の白抜き文字見 出し	個別に表示方法が規定されている4品目＋お <u>の</u> ぎりの「のり」	個別に表示方法が規定されている4品目＋お <u>に</u> ぎりの「のり」
		P110	3-10	本文の上から5行目～	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示しますが、 <u>この場合、製造所固有記号をもって表示することはできません。</u> <u>ただし、</u> 製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示します。 ⑩製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。
		P127	4-2-2	〈ポーションカット肉の 表示例)の 上から2行目「原材料 名」欄	牛肉(米国産)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa、酵素	牛肉(米国産)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa( <u>乳由来</u> )、酵素
		P278	5-4	本文の下から4行目～	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物 <u>質</u> 」には、……義務付けられています。この「指定農林物 <u>質</u> 」には、……指定されています。	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物 <u>資</u> 」には、……義務付けられています。この「指定農林物 <u>資</u> 」には、……指定されています。

(以上)